

消防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章・第一章の二（略）</p> <p>第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 設置及び維持の技術上の基準</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査、点検等（第三十一条の三 第三十一条の七）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第二章の二～第三章の二（略）</p> <p>第四章 特殊消防用設備等の性能評価等（第三十四条の二の二 第三十四条の二の三）</p> <p>第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等（第三十四条の三 第四十四条の三）</p> <p>第四章の三 登録検定機関（第四十四条の四 第四十四条の十二）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（収容人員の算定方法）</p> <p>第一条の三（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第一章の二（略）</p> <p>第二章 消防用設備等</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 設置及び維持の技術上の基準</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 消防用設備等の検査、点検等（第三十一条の三 第三十一条の七）</p> <p>第六款（略）</p> <p>第二章の二～第三章の二（略）</p> <p>第四章 消防の用に供する機械器具等の検定等（第三十四条の二 第四十四条の三）</p> <p>第四章の二 登録検定機関（第四十四条の四 第四十四条の十二）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（収容人員の算定方法）</p> <p>第一条の三（略）</p>

防火対象物の区分	算定方法
<p>(略)</p> <p>令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条の六第一項第一号及び第十</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数</p> <p>二 その他の部分については、従業者の数</p>

2 (略)

(登録確認機関)

第四条の六 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合に
あつては、事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十條ノ二第一項の親会社をいう。第三十一條の五第二項第三号イにおいて

防火対象物の区分	算定方法
<p>(略)</p> <p>令第一条の二第三項第二号に掲げる防火対象物であつて建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第七条の六第一項第一号に規定する仮使用(以下この項及び第三条第一項において「仮使用」という)の承認を受けたもの</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる数を合算して算定する。</p> <p>一 仮使用の承認を受けた部分については、当該仮使用の承認を受けた部分の用途をこの表の上欄に掲げる防火対象物の区分とみなして、同表の下欄に定める方法により算定した数</p> <p>二 その他の部分については、従業者の数</p>

2 (略)

(登録確認機関)

第四条の六 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合に
あつては、事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

同じ。）であること。

口・八（略）
四（略）

3（略）

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は
第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第
十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人に
ついて準用する。この場合において、これらの規定中「
総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、
第一条の四第二項中「講師」とあるのは「確認の業務を
行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場
所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に用いる機械
器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主た
る事務所所在地」とあるのは「主たる事務所所在地
並びに確認を行おうとする防災対象物品又はその材料」
と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは
「第二項、第四項及び第五項並びに第四条の六第一項及
び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるの
は「確認を行うことを求められたときは、正当な理由が
ある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二
条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「令第四条
の三第四項及び第五項、第四条の三第三項から第七項ま
でに定める基準並びに別表第一の二の二の消防庁長官が
定める防災性能に係る耐洗たく性能の基準」と、同条第
十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事
業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三
項」とあるのは「第四条の六第二項」と、同条第二十一
項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二
十項又は第四条の六第三項」と読み替えるものとする。

口・八（略）
四（略）

3（略）

4 第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は
第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第
十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人に
ついて準用する。この場合において、これらの規定中「
総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、
第一条の四第二項中「主たる事務所所在地」とあるの
は「主たる事務所所在地並びに確認を行おうとする防
災対象物品又はその材料」と、「講師」とあるのは「確
認の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日
程、実施場所等の実施計画」とあるのは「確認の業務に
用いる機械器具その他の設備の概要」と、同条第九項中
「毎年一回以上」とあるのは「確認を行うことを求めら
れたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、
」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基
準」とあるのは「令第四条の三第四項及び第五項、第四
条の三第三項から第七項までに定める基準並びに別表第
一の二の二の消防庁長官が定める防災性能に係る耐洗濯
性能の基準」と、第十五項中「講習を受講しようとする
者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

第二章 消防用設備等又は特殊消防用設備等

(車両に係る消火器具に関する基準)

第十条 第五条第二項第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによる。

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 (略)

一 三 (略)

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備(法第十七条の二の五第二項第四号に規定する特定防火対象物(以下「特定防火対象物」という。)で、延べ面積が千平方メートル以上のものにあつては、自家発電設備又は蓄電池設備)によるものとし、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 二 (略)

五 七 (略)

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち、次のイから八までに掲げるものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を、消防庁長官が定めるところにより、当該設備を設置している防火対象物の防災センター、中央管理室(建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定する中央管理室をいう。)、守衛室その他これら

第二章 消防用設備等

(車両に係る消火器具に関する基準)

第十条 第五条第二号に掲げる車両に係る消火器具の設置及び維持に関する技術上の基準は、それぞれ鉄道営業法、軌道法若しくは道路運送車両法又はこれらに基づく命令の定めるところによる。

(屋内消火栓設備に関する基準の細目)

第十二条 (略)

一 三 (略)

四 屋内消火栓設備の非常電源は、非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備(法第十七条の二第二項第四号に規定する特定防火対象物(以下「特定防火対象物」という。)で、延べ面積が千平方メートル以上のものにあつては、自家発電設備又は蓄電池設備)によるものとし、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 二 (略)

五 七 (略)

八 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される屋内消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

に類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

イ 令別表第一・項から・項までに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 延べ面積が五万平方メートル以上の防火対象物
- ・ 地階を除く階数が十五以上で、かつ、延べ面積が三万平方メートル以上の防火対象物

ロ 延べ面積が千平方メートル以上の地下街

ハ 次に掲げる防火対象物（イ又はロに該当するものを除く。）のうち、消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの

- ・ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一萬平方メートル以上の防火対象物
- ・ 地階を除く階数が五以上で、かつ、延べ面積が二万平方メートル以上の特定防火対象物
- ・ 地階の床面積の合計が五千平方メートル以上の防火対象物

九（略）
2（略）

（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

第十三条（略）
一・二（略）

2 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター、中央管理室（建築基準法施行令第二十条の二第二号に規定するものをいう。）、守衛室その他これらに類する場所（常時人がいる場所に限る。以下「防災センター等」という。）に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

九（略）
2（略）

（スプリンクラー設備を設置することを要しない階の部分等）

第十三条（略）
一・二（略）

2 令第十二条第一項第三号の総務省令で定める防火対象物は、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム（主として要介護状態にある

者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、肢体不自由者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、内部障害者更生施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（主として身体障害の程度が重い者を入所させるものに限る。）、知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、知的障害者授産施設（通所施設を除く。）及び知的障害者通勤寮とする。

3
(略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)
第十四条 (略)

一 三 (略)

四 (略)

イ 八 (略)

二 受信部には、スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッドが開放した階又は放水区域が覚知できる表示装置を防災センター等に設けること。ただし、第十二号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ホ (略)

四の二 七 (略)

八 (略)

イ (略)

者を入所させるものに限る。）、介護老人保健施設、救護施設、乳児院、知的障害児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設、重度身体障害者更生援護施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設、身体障害者療護施設、重度身体障害者授産施設、知的障害者更生施設（通所施設を除く。）、知的障害者授産施設（通所施設を除く。）及び知的障害者通勤寮とする。

3
(略)

(スプリンクラー設備に関する基準の細目)
第十四条 (略)

一 三 (略)

四 (略)

イ 八 (略)

二 受信部には、スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッドが開放した階又は放水区域が覚知できる表示装置を防災センター等に設けること。ただし、第十二号の規定により操作盤が設けられている場合にあつては、この限りでない。

ホ (略)

四の二 七 (略)

八 (略)

イ (略)

開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は第十二号の規定若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあつては、この限りでない。

ロ (略)

九(十一) (略)

十二 第十二条第一項第八号の規定は、スプリンクラー設備について準用する。

十三 (略)

開放型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備にあつては、自動火災報知設備の感知器の作動又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放による圧力検知装置の作動と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動することができるものとする。ただし、自動火災報知設備の受信機若しくはスプリンクラー設備の表示装置が防災センター等に設けられ、又は第十二号の規定若しくは第二十四条第九号の規定により操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあつては、この限りでない。

ロ (略)

九(十一) (略)

十二 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置されるスプリンクラー設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

十三 (略)

2

(略)

一 (略)

二 放水型ヘッド等が設けられている部分には、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及びごう配を有する排水設備が設けられていること。ただし、建築構造上、当該スプリンクラー設備及び他の消防用設備等又は特殊消防用設備等に支障を与えるおそれがなく、かつ、避難上及び消火活動上支障がないと認められる場合にあつては、この限りでない。

三 (略)

(水噴霧消火設備に関する基準)

第十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ、二 (略)

ホ (略)

・ 自動式の起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動できるものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機が防災センター等に設けられ、又は第六号若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させるこ

2

(略)

一 (略)

二 放水型ヘッド等が設けられている部分には、加圧送水装置の最大能力の水量を有効に排水できる大きさ及びごう配を有する排水設備が設けられていること。ただし、建築構造上、当該スプリンクラー設備及び他の消防用設備等に支障を与えるおそれがなく、かつ、避難上及び消火活動上支障がないと認められる場合にあつては、この限りでない。

三 (略)

(水噴霧消火設備に関する基準)

第十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ、二 (略)

ホ (略)

・ 自動式の起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して加圧送水装置及び一斉開放弁を起動できるものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機が防災センター等に設けられ、又は第六号若しくは第二十四条第九号の規定により操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合にあつては、この限りでない

とができる場合にあつては、この限りでない。

・ (略)

へ (略)

四・五 (略)

六 第十二条第一項第八号の規定は、水噴霧消火設備について準用する。

七 (略)

(泡消火設備に関する基準)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一、九 (略)

十 (略)

イ 自動式の起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を

。

・ (略)

へ (略)

四・五 (略)

六 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される水噴霧消火設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができるときにあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

七 (略)

(泡消火設備に関する基準)

第十八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一、九 (略)

十 (略)

イ 自動式の起動装置は、自動火災報知設備の感知器の作動、閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放又は火災感知用ヘッドの作動若しくは開放と連動して、加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を

起動することができるものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機が防災センター等に設けられ、又は第十五号若しくは第二十四条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動させることができる場合にあつては、この限りでない。

ロ (略)

十一 十四 (略)

十五 第十二条第一項第八号の規定は、泡消火設備について準用する。

十六 (略)

(不活性ガス消火設備に関する基準)
第十九条 (略)

2 4 (略)

5 (略)

一 二十二 (略)

起動することができるものであること。ただし、自動火災報知設備の受信機が防災センター等に設けられ、又は第十五号若しくは第二十四条第九号の規定により操作盤が設けられており、かつ、火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置、一斉開放弁及び泡消火薬剤混合装置を起動させることができる場合にあつては、この限りでない。

ロ (略)

十一 十四 (略)

十五 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される泡消火設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

十六 (略)

(不活性ガス消火設備に関する基準)
第十九条 (略)

2 4 (略)

5 (略)

一 二十二 (略)

二十三 第十二条第一項第八号の規定は、不活性ガス消火設備について準用する。

二十四 (略)

六 (略)

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)
第二十条 (略)

二・三 (略)

四 (略)

一〇十六の二 (略)

十七 第十二条第一項第八号の規定は、ハロゲン化物消火設備について準用する。

二十三 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される不活性ガス消火設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができるときは、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

二十四 (略)

六 (略)

(ハロゲン化物消火設備に関する基準)
第二十条 (略)

二・三 (略)

四 (略)

一〇十六の二 (略)

十七 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置されるハロゲン化物消火設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができるときは、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の

5 十八 (略)

(粉末消火設備に関する基準)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇十八 (略)

十九 第十二条第一項第八号の規定は、粉末消火設備について準用する。

5 二十 (略)

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二条 (略)

一〇十 (略)

5 十八 (略)

防炎センター等に設けること。
操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

(粉末消火設備に関する基準)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一〇十八 (略)

十九 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される粉末消火設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防炎センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

5 二十 (略)

(屋外消火栓設備に関する基準の細目)

第二十二条 (略)

一〇十 (略)

十一 第十二条第一項第八号の規定は、屋外消火栓設備について準用する。

十二 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)
第二十四条 (略)

一 八の二 (略)

九 第十二条第一項第八号の規定は、自動火災報知設備について準用する。

十一 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される屋外消火栓設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

十二 (略)

(自動火災報知設備に関する基準の細目)
第二十四条 (略)

一 八の二 (略)

九 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される自動火災報知設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

第二十四条の二 (略)

一 (略)

イ 二 (略)

ホ 受信機の付近に警戒区域一覽図を備えておくこと。ただし、前条第九号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

へ (略)

二 四 (略)

(ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目)
第二十四条の三 (略)

一 九 (略)

十 第十二条第一項第八号の規定は、ガス漏れ火災警報設備について準用する。

2
(略)

第二十四条の二 (略)

一 (略)

イ 二 (略)

ホ 受信機の付近に警戒区域一覽図を備えておくこと。ただし、前条第九号の規定により、操作盤(同号ただし書の措置が講じられているものを含む。)が設置されている場合は、この限りでない。

へ (略)

二 四 (略)

(ガス漏れ火災警報設備に関する基準の細目)
第二十四条の三 (略)

一 九 (略)

十 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置されるガス漏れ火災警報設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができるときは、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

2
(略)

第二十四条の二の四 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ・二 (略)

ホ 受信機の付近に警戒区域一覽図を備えておくこと。ただし、前条第一項第十号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設置されている場合は、この限りでない。

(非常警報設備に関する基準)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ・又 (略)

ル 操作部又は遠隔操作器のうち一のもの、防災セントアー等に設けること。ただし、第六号において準用する第十二条第一項第八号の規定により総合操作盤が設けられている場合は、この限りでない。

四・五 (略)

六 第十二条第一項第八号の規定は、非常警報設備について準用する。

第二十四条の二の四 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ・二 (略)

ホ 受信機の付近に警戒区域一覽図を備えておくこと。ただし、前条第一項第十号の規定により、操作盤(同号ただし書の措置が講じられているものを含む)が設置されている場合は、この限りでない。

(非常警報設備に関する基準)

第二十五条の二 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ・又 (略)

ル 操作部又は遠隔操作器のうち一のもの、防災セントアー等に設けること。ただし、第六号の規定により操作盤が設けられている場合は、この限りではない。

四・五 (略)

六 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される非常警報設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができ

3 (略)

(避難器具に関する基準の細目)
第二十七条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 避難器具設置等場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。

ハ 特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室(附室が設けられている場合にあつては、当該附室)の出入口付近の見やすい箇所に避難器具設置等場所を明示した標識を設けること。

四十一 (略)

2 (略)

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)
第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一十一 (略)

十二 第十二条第一項第八号の規定は、誘導灯について

る場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

3 (略)

(避難器具に関する基準の細目)
第二十七条 (略)

一・二 (略)

三 (略)

イ (略)

ロ 避難器具設置等場所には、見やすい箇所に避難器具である旨及びその使用方法を表示する標識を設けること。

ハ 特定一階段等防火対象物における避難器具設置等場所がある階のエレベーターホール又は階段室(附室が設けられている場合にあつては、当該附室)の出入口付近の見やすい箇所に避難器具設置等場所を明示した標識を設けること。

四十一 (略)

2 (略)

(誘導灯及び誘導標識に関する基準の細目)
第二十八条の三 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一十一 (略)

十二 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象

準用する。

5・6 (略)

(排煙設備に関する基準の細目)

第三十条 (略)

一〇九 (略)

十 第十二条第一項第八号の規定は、排煙設備について準用する。

十一 (略)

物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される誘導灯には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講ずることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

5・6 (略)

(排煙設備に関する基準の細目)

第三十条 (略)

一〇九 (略)

十 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される排煙設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講ずることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

十一 (略)

(連結散水設備に関する基準の細目)
第三十条の三 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 天井又は天井裏の各部分からそれぞれの部分に設ける一の散水ヘッドまでの水平距離が、開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッドにあつては三・七メートル以下となるように、閉鎖型スプリンクラーヘッドにあつては令第十二条第二項第二号(標準型ヘッドのうち、高感度型ヘッド以外に係る部分に限る。)の規定の例により設けること。ただし、散水ヘッドの取付け面(散水ヘッドを取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この条において同じ。)の高さが二・メートル以下である部分にあつては、散水ヘッドの散水分布に応じた距離とすることができる。

ハ 一の送水区域に接続する散水ヘッドの数は、開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッドにあつては十以下、閉鎖型スプリンクラーヘッドにあつては二十以下となるように設けること。

二 (略)

ホ 一の送水区域に接続する散水ヘッドは、開放型散水ヘッド、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドのいずれか一の種類のものとする。

ヘ (略)

二 (略)

三 (略)

イハ (略)

(連結散水設備に関する基準の細目)
第三十条の三 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 天井又は天井裏の各部分からそれぞれの部分に設ける一の散水ヘッドまでの水平距離が、開放型のヘッドにあつては三・七メートル以下となるように、閉鎖型のヘッドにあつては令第十二条第二項第二号(標準型ヘッドのうち、高感度型ヘッド以外に係る部分に限る。)の規定の例により設けること。ただし、散水ヘッドの取付け面(散水ヘッドを取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。以下この条において同じ。)の高さが二・メートル以下である部分にあつては、散水ヘッドの散水分布に応じた距離とすることができる。

ハ 一の送水区域に接続する散水ヘッドの数は、開放型のヘッドにあつては十以下、閉鎖型のヘッドにあつては二十以下となるように設けること。

二 (略)

ホ 一の送水区域に接続する散水ヘッドは、開放型ヘッド又は閉鎖型ヘッドのいずれか一の種類のものとする。

ヘ (略)

二 (略)

三 (略)

イハ (略)

二 開放型散水ヘッド及び閉鎖型散水ヘッドを用いる連結散水設備の管口径は、一の送水区域の散水ヘッドの取付け個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び以上のものとする。

(表略)

ホ (略)

ヘ 逆止弁を設けること。

ト 配管内の水を有効に排水できる措置を講ずること。

四 (略)

五 第十二条第一項第八号の規定は、連結散水設備について準用する。

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条 (略)

一八 (略)

九 第十二条第一項第八号の規定は、連結送水管について準用する。

二 開放型ヘッドを用いる連結散水設備の管口径は、一の送水区域の散水ヘッドの取付け個数に応じ、次の表に掲げる管の呼び以上のものとする。

(表略)

ホ (略)

ヘ 逆止弁及び排水弁を設けること。

四 (略)

五 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される連結散水設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

(連結送水管に関する基準の細目)

第三十一条 (略)

一八 (略)

九 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される連結送水管には、当該設備の監視、操作等を行

十 (略)

(非常コンセント設備に関する基準の細目)
第三十一条の二 (略)

一〇九 (略)

十 第十二条第一項第八号の規定は、非常コンセント設備について準用する。

(無線通信補助設備に関する基準の細目)
第三十一条の二 (略)

十 (略)

(非常コンセント設備に関する基準の細目)
第三十一条の二 (略)

一〇九 (略)

十 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される非常コンセント設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

(無線通信補助設備に関する基準の細目)
第三十一条の二 (略)

一〇八（略）

九 第十二条第一項第八号の規定は、無線通信補助設備について準用する。

十（略）

第五款

消防用設備等又は特殊消防用設備等の
検査、点検等

（消防用設備等又は特殊消防用設備等の届出及び検査）
第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に次に掲げる書類を添えて届け出なければならぬ。

一 当該設置に係る消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する図書

二 当該設置に係る消防用設備等試験結果報告書又は特殊消防用設備等試験結果報告書

一〇八（略）

九 高層の建築物、大規模な建築物その他の防火対象物のうち消防庁長官が定める要件に該当するものに設置される無線通信補助設備には、当該設備の監視、操作等を行う操作盤を、次に定めるところにより、設けること。ただし、消防庁長官が定めるところにより、当該設備の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置を講じることができる場合にあつては、この限りでない。

イ 操作盤は、当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

ロ 操作盤は、消防庁長官の定める基準に適合するものであること。

十（略）

第五款

消防用設備等の検査、点検等

（消防用設備等の届出及び検査）
第三十一条の三 法第十七条の三の二の規定による検査を受けようとする防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了した場合において、その旨を工事が完了した日から四日以内に消防長又は消防署長に別記様式第一号の二の三の届出書に当該設置に係る消防用設備等に関する図書及び消防用設備等試験結果報告書を添えて届け出なければならぬ。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等又は特殊消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令、同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、第三十一条の四並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。）又は法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 前項の検査において、第三十一条の四第一項の認定を受け、同条第二項の規定による表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなす。

4 消防長又は消防署長は、第二項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等が設備等技術基準又は設備等設置維持計画に適合していると認めたときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第一号の二の三の二による検査済証を交付するものとする。

5 第一項第二号の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

（設備等設置維持計画）

第三十一条の三の二 法第十七条第三項に定める設備等設置維持計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

一 防火対象物の概要に関すること。

2 消防長又は消防署長は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該防火対象物に設置された消防用設備等が法第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準（以下この条、次条並びに第三十一条の五第二項第二号及び同条第三項において「設備等技術基準」という。）に適合しているかどうかを検査しなければならない。

3 前項の検査において、次条第一項の認定を受け、同条第二項の規定による表示が付されている消防用設備等又はこれらの部分である機械器具については、当該認定に係る設備等技術基準に適合するものとみなす。

4 消防長又は消防署長は、第二項の規定による検査をした場合において、当該消防用設備等が設備等技術基準に適合していると認めたときは、当該防火対象物の関係者に対して別記様式第一号の二の三の二による検査済証を交付するものとする。

5 第一項の規定による消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等ごとに消防庁長官が定める。

- 二 消防用設備等の概要に関すること。
- 三 特殊消防用設備等の性能に関すること。
- 四 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。
- 五 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。
- 六 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。
- 七 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
- 八 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること。

(登録認定機関)

2 第三十一条の五 (略)

(略)

一・二 (略)

- 三 登録申請者が、第三十一条の四第二項の規定により同項の表示を付することができることとされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具を設計し、製造し、加工し、又は販売し、若しくは販売の目的で陳列する事業者(以下この号及び第四項において単に「事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合に、あつては、事業者がその親会社であること。
 - ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあっては、業務執行権を有する社員)に占める事業者の役員又は職員(過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超え

(登録認定機関)

2 第三十一条の五 (略)

(略)

一・二 (略)

ていること。

八 登録申請者の代表権を有する役員が、事業者の役員又は職員（過去二年間に当該事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

四 認定の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 認定の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 認定の業務の管理及び精度の確保に関する文書が作成されていること。

ハ 口に掲げる文書に記載されたところに従い認定の業務の管理及び精度の確保を行う部門又は組織を置くこと。

二 全国の認定を受けることを希望する者に対して、認定の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

3 | 登録認定機関は、認定の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え付け、認定を行った日からこれを五年間保存しなければならない。

一 認定の申込みをした者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二 認定の申込みを受けた年月日

三 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具の形状、構造、材質、成分及び性能の概要

四 消防用設備等又はこれらの部分である機械器具を設備等技術基準の全部又は一部に適合していることを検査した日

五 前号の検査をした者の氏名

六 認定の有無（認定をしない場合にあつては、その理由を含む。）

4| 七 認定の有無を通知した日

第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項までの規定は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「講師」とあるのは「認定の業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「認定の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同項及び第五項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第七項中「第一項から第五項まで」とあるのは「第二項、第四項及び第五項並びに第三十一条の五第一項及び第二項」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第十七項及び第二十一項第一号中「第三項」とあるのは「第三十一条の五第二項」と、同条第二十一項第三号中「第十六項又は第二十項」とあるのは「第二十項又は第三十一条の五第三項」と読み替えるものとする。

3|

第一条の四第二項及び第四項から第七項までの規定は第一項の申請について、第八項から第十五項まで及び第十七項から第二十二項まで、第四条の六第二項第三号及び第四号並びに同条第三項の規定（同項第三号の規定を除く。）は登録を受けた法人について準用する。この場合において、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣又は消防庁長官」と、第一条の四第二項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに認定を行おうとする消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、「講習の科目、時間数、実施日程、業務を行う者」と、「講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「認定の業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、同条第九項中「毎年一回以上」とあるのは「認定を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、」と、同条第十項中「第二条の三に定める講習に係る基準」とあるのは「設備等技術基準」と、同条第十五項中「講習を受講しようとする者」とあるのは「事業者」と、第四条の六第二項第三号中「法第八条の三第二項の規定により同項の表示を付することができる」とされる防災対象物品又はその材料」とあるのは「第三十一条の四第二項の規定により同項の表示を付することができる」とされる消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同条第三項中「確認を行った日からこれを十年間」とあるのは「認定を行った日からこれを五年間」と、同項第四号及び第五号中「防災対象物品又はその材料」とあるのは「消防用設備等又はこれらの部分である機械器具」と、同項第五号中「防災性能を有していること」と

(消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告)
第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2| 法第十七条の三の三の規定による特殊消防用設備等の点検は、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

3| 防火対象物の関係者は、前二項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものを用い。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならぬ。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第三十一条の三の二第六号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。

4| 一・二 (略)

5| 法第十七条の三の三の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

とあるのは「設備等技術基準の全部又は一部に適合していること」と読み替えるものとする。

(消防用設備等の点検及び報告)
第三十一条の六 法第十七条の三の三の規定による点検は、消防用設備等の種類及び点検内容に応じて、一年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。

2| 防火対象物の関係者は、前項の規定により点検を行つた結果を、維持台帳(第三十一条の三第一項及び第三十三条の十八の届出に係る書類の写し、第三十一条の三第四項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものを用い。)に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならぬ。

3| 一・二 (略)

4| 法第十七条の三の三の規定により消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者が点検を行うことができる消防用設備等の種類は、消防庁長官が定める。

6 |

法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一（六）（略）

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に關する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

八 学校教育法 による高等学校若しくは中等教育学校

又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に關する学科を修めて卒業した後消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備について二年以上の実務の経験を有する者

九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備

5 |

法第十七条の三の三に規定する総務省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、公益法人であつて総務大臣の登録を受けたもの又は公益法人以外の法人であつて消防庁長官の登録を受けたもの（以下この条及び次条において「登録講習機関」という。）の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に關し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類（次項及び次条第二項において「免状」という。）の交付を受けている者（次項及び次条第二項において「消防設備点検資格者」という。）とする。

一（六）（略）

七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に關する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について一年以上の実務の経験を有する者

八 学校教育法 による高等学校若しくは中等教育学校

又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に關する学科を修めて卒業した後消防用設備等の工事又は整備について五年以上の実務の経験を有する者

九 消防用設備等の工事又は整備について五年以上の実

7| について五年以上の実務の経験を有する者
消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当す
るときは、その資格を失うものとする。

一 三（略）

四 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を適正に
行っていないことが判明したとき。

五・六（略）

（登録講習機関）

第三十一条の七（略）

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請
について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項
の登録を受けた法人について準用する。この場合におい
て、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣
又は消防庁長官」と、第一条の四第三項中「令第四条の
二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で
、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防
用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二
年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第一号に
よる修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び
回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講
習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に
係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実
施に関し必要な事項」とあるのは「消防設備点検資格者
がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うた
めの手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必
要な事項」と、同条第十六項中「講習を行った日からこ
れを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを
六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるの

6| 務の経験を有する者
消防設備点検資格者は、次の各号のいずれかに該当す
るときは、その資格を失うものとする。

一 三（略）

四 消防用設備等の点検を適正に行っていないことが判
明したとき。

五・六（略）

（登録講習機関）

第三十一条の七（略）

2 第一条の四第二項から第七項までの規定は前項の申請
について、同条第八項から第二十二項までの規定は前項
の登録を受けた法人について準用する。この場合におい
て、これらの規定中「総務大臣」とあるのは「総務大臣
又は消防庁長官」と、第一条の四第三項中「令第四条の
二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で
、五年以上その実務経験を有する者」とあるのは「消防
用設備等の研究、設計、製造又は検査の業務について二
年以上の実務経験を有する者」と、「別記様式第一号に
よる修了証の交付の方法」とあるのは「免状の交付及び
回収の方法」と、同条第十項中「第二条の三に定める講
習に係る基準」とあるのは「消防庁長官が定める講習に
係る基準」と、同条第十二項中「その他講習の業務の実
施に関し必要な事項」とあるのは「消防設備点検資格者
がその資格を喪失した場合における必要な措置を行うた
めの手続に関する事項その他講習の業務の実施に関し必
要な事項」と、同条第十六項中「講習を行った日からこ
れを六年間」とあるのは「免状を交付した日からこれを
六年間」と、「別記様式第一号による修了証」とあるの

は「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前号の免状」と読み替えるものとする。

(道路の指定)

第三十一条の八 令第十三条第一項の総務省令で定める道路は、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 (略)
 - 二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号。第六章に限る。)による道路
- 三・四 (略)

(免状の種類に应ずる工事又は整備の種類)

第三十三条の三 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備とする。

(表略)

2 | 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類のうち、必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等の

は「免状」と、「前号の修了証」とあるのは「前項の免状」と読み替えるものとする。

(道路の指定)

第三十一条の八 令第十三条第一項の総務省令で定める道路は、次の各号の一に該当するものをいう。

- 一 (略)
 - 二 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)、旧住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)、新都市基盤整備法(昭和四十七年法律第八十六号)又は大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)による道路
- 三・四 (略)

(免状の種類に应ずる工事又は整備の種類)

第三十三条の三 法第十七条の六第二項の規定により、甲種消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等の工事又は整備とする。

(表略)

工事又は整備の種類は、消防庁長官が定める。

3| 法第十七条の六第二項の規定により、乙種消防設備士が行うことができる整備の種類のうち、消防用設備等又は特殊消防用設備等の整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等の整備とする。

(表略)

4| 法第十七条の六第二項の規定により、乙種消防設備士が行うことができる整備の種類のうち、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の整備の種類は、消防庁長官が定める。

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 学校教育法による大学、高等専門学校又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)及び専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)による単位を十五単位以上修得した者

三、六 (略)

七 工事整備対象設備等(法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。以下同じ。)の工事

2| 法第十七条の六第二項の規定により、乙種消防設備士が行うことができる整備の種類は、次の表の上欄に掲げる指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる消防用設備等の整備とする。

(表略)

(受験資格)

第三十三条の八 法第十七条の八第四項第三号の総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 (略)

二 学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校において機械、電気、工業化学、土木又は建築に関する授業科目を履修して、大学にあつては大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)、短期大学にあつては短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)、高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準(昭和三十六年文部省令第二十三号)及び専修学校にあつては専修学校設置基準(昭和五十一年文部省令第二号)による単位を十五単位以上修得した者

三、六 (略)

七 工事整備対象設備等(法第十七条の八第一項に規定する工事整備対象設備等をいう。第三十三条の十第一

の補助者として五年以上の実務経験を有する者

八 (略)

2 (略)

(試験の免除)

第三十三条の十一 (略)

2・3 (略)

4 既に他の種類又は指定区分に係る免状の交付を受けている者に対しては、次の各号により、前条第二項の試験科目の一部を免除する。

一 甲種の免状の交付を受けている者で他の種類又は指定区分に係る筆記試験を受けるもの及び乙種の免状の交付を受けている者で他の指定区分に係る筆記試験を受けるものについては、申請により、前条第二項第三号の試験科目のうちすべての指定区分に共通する内容の部分を免除する。

二 次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる指定区分のうち一の指定区分に係る免状の交付を受けている者で、同欄に掲げる他の指定区分に係る筆記試験を受けるものについては、申請により、前条第二項第一号の試験科目を免除する。

(表略)

三 次の表の上欄に掲げる甲種の指定区分に係る免状の交付を受けている者で、当該指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる乙種の指定区分に係る筆記試験を受けるものについては、申請により、前条第二項第一号の試験科目を免除する。

(表略)

項において同じ。)の工事の補助者として五年以上の実務経験を有する者

八 (略)

2 (略)

(試験の免除)

第三十三条の十一 (略)

2・3 (略)

4 既に他の種類又は指定区分に係る免状の交付を受けている者に対しては、次の各号により、前条第二項の試験科目の一部を免除する。

一 甲種の免状の交付を受けている者で他の種類又は指定区分に係る筆記試験を受けるもの及び乙種の免状の交付を受けている者で他の指定区分に係る筆記試験を受けるものについては、申請により、前条第三号の試験科目のうちすべての指定区分に共通する内容の部分を免除する。

二 次の表の上欄に掲げる種類に応じ、同表の下欄に掲げる指定区分のうち一の指定区分に係る免状の交付を受けている者で、同欄に掲げる他の指定区分に係る筆記試験を受けるものについては、申請により、前条第一号の試験科目を免除する。

(表略)

三 次の表の上欄に掲げる甲種の指定区分に係る免状の交付を受けている者で、当該指定区分に応じ、同表の下欄に掲げる乙種の指定区分に係る筆記試験を受けるものについては、申請により、前条第一号の試験科目を免除する。

(表略)

第三十三條の十六 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八條の三、第五十八條の四、第五十八條の六、第五十八條の八、第五十八條の九及び第五十八條の十二の規定は指定試験機関の総務大臣に対する届出又は申請について、同令第五十八條の五の規定は指定試験機関の試験委員の要件について、同令第五十八條の七の規定は指定試験機関の試験事務規程の記載事項について、同令第五十八條の十の規定は指定試験機関の帳簿について、同令第五十八條の十一の規定は指定試験機関の委任都道府県知事に対する報告について、同令第五十八條の十三の規定は指定試験機関と委任都道府県知事に対する報告について、同令第五十八條の五、同令第五十八條の十三の規定は指定試験機関と委任都道府県知事との試験事務の引継ぎ等について、準用する。この場合において、同令第五十八條の三第一項中「法第十三條の七第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の七第二項」と、同令第四第二項中「法第十三條の八第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の八第二項」と、同令第五十八條の四中「法第十三條の九第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の九第一項」と、同令第五十八條の五中「法第十三條の十第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十第一項」と、同令第一号中「物理学、化学」とあるのは「機械工学、電気工学、工業化学」と、同条第二号中「危険物の性質、その火災予防若しくは消火の方法又は危険物に関する法令」とあ

第三十三條の十六 危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第五十八條の三、第五十八條の四、第五十八條の六、第五十八條の八、第五十八條の九及び第五十八條の十二の規定は指定試験機関の総務大臣に対する届出又は申請について、同令第五十八條の五の規定は指定試験機関の試験委員の要件について、同令第五十八條の七の規定は指定試験機関の試験事務規程の記載事項について、同令第五十八條の十の規定は指定試験機関の帳簿について、同令第五十八條の十一の規定は指定試験機関の委任都道府県知事に対する報告について、同令第五十八條の十三の規定は指定試験機関と委任都道府県知事に対する報告について、同令第五十八條の五、同令第五十八條の十三の規定は指定試験機関と委任都道府県知事との試験事務の引継ぎ等について、準用する。この場合において、同令第五十八條の三第一項中「法第十三條の七第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の七第二項」と、同令第四第二項中「法第十三條の八第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の八第二項」と、同令第五十八條の四中「法第十三條の九第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の九第一項」と、同令第五十八條の五中「法第十三條の十第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十第一項」と、同令第一号中「物理学、化学」とあるのは「機械工学、電気工学、工業化学」と、同条第二号中「危険物の性質、その火災予防若しくは消火の方法又は危険物に関する法令」とあ

るのは「工事整備対象設備等の構造及び機能、その工事若しくは整備の方法又は消防関係法令」と、同令第五十八條の六第一項中「法第十三條の十第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十第二項」と、同令第五十八條の七中「法第十三條の十第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十第二項」と、同令第五十八條の八第一項中「法第十三條の十二第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十二第一項」と、同令第五十八條の九第四項において準用する法第十三條の十二第一項」と、同令第五十八條の十第二項」と、同令第五十八條の十一第一項第一号中「試験の種類」とあるのは「試験の種類及び指定区分」と、同令第五十八條の十二中「法第十三條の十七第一項」とあるのは「法第

るのは「消防用設備等の構造及び機能、その工事若しくは整備の方法又は消防関係法令」と、同令第五十八條の六第一項中「法第十三條の十第二項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十第二項」と、同令第五十八條の七中「法第十三條の十二第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十二第一項」と、同令第五十八條の八第一項中「法第十三條の十二第一項」とあるのは「法第十七條の九第四項において準用する法第十三條の十二第一項」と、同令第五十八條の九第四項において準用する法第十三條の十二第一項」と、同令第五十八條の十第二項」と、同令第五十八條の十一第一項第一号中「試験の種類」とあるのは「試験の種類及び指定区分」と、同令第五十八條の十二中「法第十三條の十七第一項」とあるのは「法第十七

十七条の九第四項において準用する法第十三条の十七第一項」と、同令第五十八条の十三中「法第十三条の二十一」とあるのは「法第十七条の九第四項において準用する法第十三条の二十一」と読み替えるものとする。

(工事整備対象設備等着工届)

第三十三条の十八 法第十七条の十四の規定による届出は、別記様式第一号の七の工事整備対象設備等着工届出書に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める書類の写しを添付して行わなければならない。

一 消防用設備等 当該消防用設備等の工事の設計に関する図書

二 特殊消防用設備等 当該特殊消防用設備等の工事の設計に関する図書、設備等設置維持計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類

第四章 特殊消防用設備等の性能評価等

(特殊消防用設備等の性能評価の申請)

第三十四条の二の二 法第十七条の二第二項の規定による申請は、別記様式第一号の八(特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更する場合に係る申請にあつては、別記様式第一号の九)による申請書正副二通によつてしなければならない。

2 | 法第十七条の二第二項の総務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 | 設計図二部

の九第四項において準用する法第十三条の十七第一項」と、同令第五十八条の十三中「法第十三条の二十一」とあるのは「法第十七条の九第四項において準用する法第十三条の二十一」と読み替えるものとする。

(消防用設備等着工届)

第三十三条の十八 法第十七条の十四の規定による届出は、別記様式第一号の七の消防用設備等着工届出書に当該工事に係る設計に関する図書を添付して行わなければならない。

- 二 明細書二部
- 三 性能の検証に関する計算書一部
- 四 試験成績表一部

(総務大臣の認定等の申請)

第三十四条の二の三 法第十七条の二の二第一項の規定による申請は、別記様式第一号の十の申請書によつてしなければならない。

2 | 法第十七条の二の三第三項において準用する法第十七条の二の二第一項の規定による申請は、別記様式第一号の十一の申請書によつてしなければならない。

第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等

(外国検査機関の指定)
第四十三条 (略)

2 | 総務大臣(独立行政法人消防研究所の行う試験にあつては、独立行政法人消防研究所)は、令第四十条第二項の外国検査機関の指定を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)が次の要件を満たしているとき、同項の指定をしてはならない。

一 四 (略)
3 | (削除)

第四章の三 登録検定機関
(登録検定機関の登録の申請)

第四章 消防の用に供する機械器具等の検定等

(外国検査機関の指定)
第四十三条 (略)

2 | 協会は、令第四十条第二項の外国検査機関の指定を受けようとする者(以下この項において「申請者」という。)が次の要件を満たしているとき、同項の指定をしてはならない。

一 四 (略)

3 | 協会は、令第四十条第二項の外国検査機関の指定をし、又は指定を取り消したときは、速やかにその旨を総務大臣に報告しなければならない。

第四章の二 登録検定機関
(登録検定機関の登録の申請)

第四十四条の四（略）

2 前項の申請書については、第一条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第二十一条の四十五第一項各号に規定する業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第二十一条の四十五第一項に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「業務に用いる機械器具その他の設備の概要」と、「第四項」とあるのは「法第二十一条の四十六第二項」と読み替えるものとする。

第四十四条の四（略）

2 前項の申請書については、第一条の四第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「主たる事務所の所在地」とあるのは「主たる事務所の所在地並びに法第二十一条の四十五第一項各号に掲げる業務の区分」と、「講師」とあるのは「法第二十一条の四十五に規定する検定等の業務を行う者」と、「科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画」とあるのは「保有している機械器具その他の設備の概要」と読み替えるものとする。

別記様式第1号の2の2（第4条関係）

防火管理者選任（解任）届出書

年 月 日		
消防長（消防署長）（市町村長） 殿		
届出者 住所		
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） ㊞		
下記のとおり防火管理者を選任（解任）したので届け出ます。		
防火対象物	所在地	
	名称 電話（ ）	
	用途 令別表第1（ ）項 收容人員	
	種別 甲種・乙種 管理権原 単一権原・複数権原	
	区分 名称 用途 收容人員	
	※消防法施行令第2条を適用するもの	
	※消防法施行令第3条第3項を適用するもの	
防火管理者	氏名・生年月日 年 月 日生	
	住所	
	選任年月日 年 月 日	
	職務上の地位	
	資格	講習 講習機関
		種別 甲種（新規講習・再講習）・乙種
		修了年月日 年 月 日
	その他	令第3条第1項第号（ ）
		規則第2条第号（ ）
	解任者	氏名・生年月日 年 月 日生
住所		
解任年月日 年 月 日		
解任理由		
その他必要な事項		
※※ 受付欄 ※※ 経過欄		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、消防法施行令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
 - 3 消防法施行令第1条の2第3項第2号及び第3号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
 - 4 消防法施行令第3条第2項を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
 - 5 ※※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の2（第4条関係）

防火管理者選任（解任）届出書

年 月 日						
消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届出者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） ㊟ 下記のとおり防火管理者を選任（解任）したので届け出ます。						
防火 対 象 物	所在地					
	名称	電話（ ）				
	用途			令別表第1（ ）項	収容人員	
	種別	甲種・乙種	管理権原	単一権原 ・ 複数権原		
	区分		名称	用途	収容人員	
	※消防法施行令第2条 を適用するもの					
	※消防法施行令第3条第 2項を適用するもの					
防火 管 理 者	選 任	氏名・生年月日		年 月 日生		
		住所				
		選任年月日		年 月 日		
		職務上の地位				
		資 格	講 習	講習機関		
	種別			甲種（新規講習・再講習）・乙種		
	修了年月日		年 月 日			
	そ の 他	令第3条第1項第 号（ ）				
		規則第2条第 号（ ）				
	解 任	氏名・生年月日		年 月 日生		
住所						
解任年月日		年 月 日				
解任理由						
その他必要な事項						
※※ 受付欄			※※ 経過欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、消防法施行令第3条第2項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
- 3 ※※印の欄は、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

新

消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書						
						年 月 日
消防長(消防署長)(市町村長) 殿			届出者 住所			
			氏名 印			
下記のとおり、消防用設備等(特殊消防用設備等)を設置したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。						
記						
設置者	住所		電話() 番			
	氏名					
防火対象物	所在地					
	名称					
	用途					
	構造、規模		造 地上 階 地下 階			
		床面積	m ²	延べ面積	m ²	
消防用設備等(特殊消防用設備等)の種類						
工事	種 別		新設、増設、移設、取替え、改造、その他()			
	設計者住所氏名	住所	電話() 番			
		氏名				
	施工者住所氏名	住所	電話() 番			
		氏名				
	消防設備士	住所				
		氏名				
		免 状	種類等	交付知事	交付年月日 交付番号	講習受講状況 受講地 受講年月
		甲 ・ 乙 種類	都道府県		都道府県	年 月
着 工 年 月 日						
完 成 年 月 日						
検 査 希 望 年 月 日						
受 付 欄		決 裁 欄			備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 消防用設備等設計図書又は特殊消防用設備等設計図書は、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
- 3 欄には、記入しないこと。

別記様式第1号の2の3 (第31条の3関係)

<u>消防用設備等設置届出書</u>							
消防長(消防署長)(市町村長) 殿						年 月 日	
届出者 住所							
氏名				印			
下記のとおり、 <u>消防用設備等を設置</u> したので、消防法第17条の3の2の規定に基づき届け出ます。 記							
設置者	住所		電話()			番	
	氏名						
防火 対象 物	所在地						
	名称						
	用途						
	構造、規模		造 地上	階 地下	階		
		床面積	m ²	延べ面積	m ²		
消防用設備等の種類							
工 事	種 別		新設、増設、移設、取替え、改造、その他()				
	設計者 住所氏 氏名	住所	電話() 番				
		氏名					
	施工者 住所氏 氏名	住所	電話() 番				
		氏名					
	消 防 設 備 士	住所					
		氏名					
		免 状	種 類 等	交 付 知 事	交 付 年 月 日	講 習 受 講 状 況	
			甲 ・ 乙	都道 府県	交 付 番 号	受 講 地	受 講 年 月
			都道 府県	都道 府県	年 月		
着 工 年 月 日							
完 成 年 月 日							
検 査 希 望 年 月 日							
受 付 欄		決 裁 欄		備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 消防用設備等設計図書は、消防用設備等の種類ごとにそれぞれ添付すること。
- 3 欄には、記入しないこと。

新

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証

番 号
年 月 日

消防長（消防署長）（市町村長） 印

下記の消防用設備等・特殊消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準又は設備等設置維持計画に適合していることを証明する。

記

申請者	住 所	
	氏 名	
防 対 象	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
火 物	構造規模	造 地上 階 地下 階 床面積 m ² 延べ面積 m ²
<u>消防用設備等・特殊消防用設備等の種類</u>		
検 査 年 月 日		
検 査 員 職 氏 名 印	職 名 氏 名	印

- 備考1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 消防用設備等又は特殊消防用設備等のいずれか一方のみを設置する場合は、設置しないものを消して使用すること。

旧

別記様式第1号の2の3の2 (第31条の3関係)

<u>消 防 用 設 備 等 検 査 済 証</u>		第 年 月 日
		消防長(消防署長)(市町村長) 印
下記の消防用設備等は、消防法第17条の技術上の基準に適合していることを証明する。		
記		
申請者	住 所	
	氏 名	
防 对 象	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
火 物	構 造	造 地上 階 地下 階
	規 模	床面積 m ² 延べ面積 m ²
消防用設備等の種類		
検 査 年 月 日		
検 査 員 職 氏 名 印	職 名 氏 名	印

備考

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。



別記様式第1号の6 (第33条の13関係)

消防設備士試験受験願書

写 真
縦3cm
横2.4cm

		殿	申請日	年 月 日	
申請者氏名	フリガナ				
生年月日	大・昭・平	年	月	日生	本籍 都道府県
郵便番号	[][][]-[][][][]		自宅電話番号 又は携帯電話番号		
住					勤務先等連絡先
所					連絡先電話番号 - - 内線 ()

試験日	年 月 日		手数料欄
試験種類	甲 乙 種 - 類		
受験地			
甲種受験資格	<u>特類</u> <u>特類以外</u>		
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	電気工事士免状による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	電気主任技術者免状による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	消防設備士免状による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
			受付欄

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。
ただし、外国籍の者は「外国籍」と記入すること。
- 印の欄は、記入しないこと。

受験番号

Empty box for entering the examination number.

別記様式第1号の6 (第33条の13関係)

消防設備士試験受験願書

写 真
縦3cm
横2.4cm

		殿	申請日	年 月 日							
申請者氏名	フリガナ										
生年月日	大・昭・平	年	月	日生	本籍 都道府県						
郵便番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td> <td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>								自宅電話番号 又は携帯電話番号		
住					勤務先等連絡先						
所					連絡先電話番号 - - 内線 ()						

試験日	年 月 日		手数料欄
試験種類	甲 乙 種 - 類		
受験地			
甲種受験資格			
試験の免除	技術士等の資格による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	電気工事士免状による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	電気主任技術者免状による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	消防設備士免状による試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
	5年以上消防団員として勤務し、かつ、専科教育の機関科を修了したことによる試験の免除を	<input type="checkbox"/>	
			受付欄

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 本籍の欄は、本籍地の属する都道府県名を記入すること。
ただし、外国籍の者は「外国籍」と記入すること。
- 印の欄は、記入しないこと。

受験番号

--

新

別記様式第1号の7(第33条の18関係)

工事整備対象設備等着工届出書

殿		年 月 日	
		届出者 住所 氏名	
		印	
工 事 の 場 所			
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称			
工事整備対象設備等の種類			
工事整備対象設備等の 工事施工者	住 所	電話番号	
	氏 名 (法人の場合は名称) 及び代表者氏名		
消 防 設 備 士	住 所		
	氏 名		
	免 状 の 種類及び指定区分	種 類 等 甲 之 種 類	交 付 知 事 都 道 府 県
		講 習 受 講 状 況 受 講 地 都 道 府 県	受 講 年 月 年 月
工 事 の 種 別	1 新設 5 改造	2 増設 6 その他	3 移設 4 取替え
着 工 予 定 日		完 成 予 定 日	
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
 3 印の欄には、記入しないこと。

消防用設備等着工届出書

殿 届出者 住所 氏名		年 月 日 印	
工 事 の 場 所			
工 事 を 行 う 防 火 対 象 物 の 名 称			
消防用設備等の種類			
消防用設備等の工事施工者	住 所	電話番号	
	氏 名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名)		
消防設備士	住 所		
	氏 名		
	免 状 の 種類及び指定区分	種 類 等	交付知事
		甲之種類	都道府県
		交付年月日 交付番号 年 月 日 第 号	
		講習受講状況 受講地 都道府県 年 月	
工 事 の 種 別	1 新設 2 増設 3 移設 4 取替え 5 改造 6 その他		
着 工 予 定 日		完 成 予 定 日	
受 付 欄		経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 工事の種別の欄は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 3 印の欄には、記入しないこと。